

平成22年11月  
警察庁交通局

## 「自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成22年9月3日から同年10月2日までの間、「自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則案」に対する意見の募集を行ったところ、13件の御意見を頂きました。

「自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則」が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

### 1 意見を募集した命令等の題名

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則  
(平成22年国家公安委員会規則第6号)

### 2 命令等の案を公示した日

平成22年9月3日

### 3 頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方

頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理又は要約をした上で掲載してまいります(頂いた御意見については、整理又は要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。)

なお、今回の改正の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

### 4 参考

頂いた御意見の総数 13件

(内訳)

|       |    |
|-------|----|
| 電子メール | 6件 |
| F A X | 3件 |
| 郵 送   | 4件 |

**「自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則案」に対する御意見及び御意見に対する警察庁の考え方について**

今回の改正案の内容（所在図の添付を省略できる場合の拡大）について、賛成の立場から、

地図等を用意する申請者の負担が軽減されることなどから賛成である。

従来から所在図の添付を省略できる場合はあったが、利用しにくかったので、とても意味があると思う。

といった御意見がありました。

また、反対の立場から、

所在図がない場合には、記載された住所と番地のみで保管場所の位置を特定しなければならないため、保管場所の現地調査を行う者の負担や労力が増加してしまう。

地域によっては、住居表示や地番で保管場所の位置の特定ができない場合や特定が困難である場合がある。

行政側の負担の増加と比べて、申請者の負担の軽減による利益が大きいとは思えない。

保管場所の位置の特定が困難となれば、現地調査に遅れが生ずることが懸念される。

といった御意見がありました。

さらに、

住所が記載されていれば場所の特定はできるはずなので、原則として所在図の添付を不要とし、一部の例外的な場合に限り所在図の添付を求めるべきではないか。

といった御意見がありました。

自動車保管場所証明の申請等に当たり所在図（申請等に係る自動車の使用の本拠の位置並びに保管場所の付近の道路及び目標となる地物を表示したもの。以下同じ。）の添付を求めている趣旨は、自動車の使用の本拠の位置と保管場所の位置との間の距離の審査及び現地調査において調査すべき保管場所の位置の特定に使用するためです。

今回の改正は、「国民の声集中受付月間（第1回）」において提出された提

案等への対処方針について」(平成22年6月18日閣議決定)を踏まえ、自動車の保管場所証明の申請等についての申請者の負担を軽減するためを行うものです。

今回の改正により所在図の添付を省略できることとする自動車の使用の本拠の位置と保管場所の位置が同一である場合については、自動車の使用の本拠の位置と保管場所の位置との間の距離の審査が不要であるほか、自動車の使用の本拠の位置は当該自動車の使用者が所在している住居又は建物等であることから、当該住居又は建物等が保管場所の目標となることにより、現地調査における保管場所の位置の特定も一般的には比較的容易であると考えられます。

また、従来から、所在図の添付が省略できる場合であっても、保管場所の位置及び目標物を知るため特に必要があると認めるときには警察署長が申請者等に所在図の提出を求めることができるとの規定が設けられており、この規定を適切に運用することにより、現地調査すべき保管場所の位置の特定に当たり著しい支障や負担の増加は生じないものと考えています。

一方、自動車の使用の本拠の位置と保管場所の位置が異なる場合には、使用の本拠の位置と保管場所の位置との間の距離の審査が必要であり、さらに、保管場所の位置の目標となる住居又は建物等がない場合等も想定されることから、引き続き所在図の添付が必要であると考えております。